

酪農学園大学における公的研究費等の不正防止計画

2019年4月1日
酪農学園大学

酪農学園大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定（平成26年2月18日改正））及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、本学における公的研究費等の不正使用を防止するため不正防止計画を定め、適正かつ効果的な運営に努めていきます。

1. 組織内の責任体制の明確化

各責任者に対し責任体制の啓発を促し、意識向上を図っていきます。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

・ルールの明確化・統一化

研究者と事務職員双方が研究に関わる規程や公的研究費等への理解を深めるよう図っていきます。
事務職員の理解の下、更なる管理・監査体制の充実を図っていきます。

・職務権限の明確化

ルールに則り適正に執行することの周知徹底を図っていきます。

・関係者の意識向上

研究者に対し行動規範の周知を徹底し、コンプライアンスの意識向上を図っていきます。
コンプライアンス教育を実施し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求めるよう図っていきます。
新任教職員に対し研修会を実施し、本学関連規程の周知を図っていきます。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

問題となりうる具体的な事項を洗い出し、不正発生要因の再発防止策の検討を図っていきます。
不正防止計画を策定し、定期的に見直しを図っていきます。

4. 公的研究費等の適正な運営・管理活動

研究者へ公的研究費等の使用方法に関する教育の徹底を図っていきます。

5. 情報発信・共有化の推進

通報窓口・相談窓口の周知を図っていきます。

（注）公的研究費等とは、私立大学等経常費補助金、科学研究費を含む競争的資金と公的機関からの研究資金等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。

以上